

ドイツの「過去」をめぐる 忘却・記憶・学習

——ノイエンガメ元強制収容所記念遺跡の成立と展開——

飯 田 収 治

は じ め に

「(ドイツ) 連邦共和国で人々が出会うのは、諸外国の市民の間で慣例となっているよりも、正確な自国史の記述であります。自らの過去の不名誉で、おぞましい部分を、これほど率直に、しかも首尾一貫して論じている国を、私は他に知りません。これはドイツを美化するものではありません。決してそうではないのです。しかし国際的に比較してみると、ドイツ史に関する公共的言説は極めて誠実であると思います。・・・(ドイツ連邦共和国が) 過去を論じる誠実な態度は、他の多くの国々より立派ですし、多くの点で模範的ですからあります。」⁽¹⁾

これは、1997年ドイツにおける民主主義賞の授与式に臨んで、ダニエル・ゴールドハーゲン (Daniel Goldhagen) が行った講演の一節である。彼はいうまでもなく、その前年に『ヒトラーの意に喜んで従った死刑執行人たち (Hitler's Willing Executioners)』を著し、いわゆる「ゴールドハーゲン論争」を引き起したアメリカの政治学者に他ならない。彼の発言がドイツのメディアから奇異の目で見られたのも当然かもしれない。現に著書の中で彼は、1945年までのドイツ社会を、「普通のドイツ人」の誰もがユダヤ人への「死刑執行人」になりうるほど、悪性の「抹殺的反セム主義」に広く汚染された社会として描いてみせた。それがドイツの言論界、学界から袋叩きにあったのであ

る⁽²⁾。だが先の講演では一転して、戦後ドイツ社会の「過去から学ぶ姿勢」を高く評価し、そこに達成された「ドイツ国民史の国際化された理解」を他国も見習うべきモデルと推奨する。ゴールドハーゲン、ドイツ連邦共和国では反ユダヤ主義の宿弊は基本的に克服されたと考えているのであろう。

このあまりに対照的な、落差の大きい診断は、ドイツではむしろ当惑をもって受けとめられ、さまざまな批評・批判を呼ぶことにもなった⁽³⁾。ドイツ人自身、ドイツの現状についてゴールドハーゲンほど楽観的ではいられまい。授与式の主催者側が「褒め言葉に包んだ明確な警告」と評したのはさすがである⁽⁴⁾。それにしても、戦後ドイツ、特に連邦共和国における「過去の克服」をこれほどためらいなく賞賛した例は珍しい。ゴールドハーゲンは、戦後ドイツが「ドイツ国民史の理解に国外者 (**Aussenstehender**) の批判的観点を組み入れること」に努め、「自国史理解の国際化」に成功しているといい切る⁽⁵⁾。今は逆に「このドイツ・モデルの国際化」こそが日程に上っているのだという。

「国際化」などという表現が適切かどうかはしばらく措く。戦後ドイツの「国民史」の再構築がナチ的過去というハンディに行く手を阻まれ、迷走を続けながらも、少なくともその陰惨な「過去」を直視する方向性を見失わずにきたことだけは確かである。しかしその道のりは実際には容易ならぬ、苦渋に満ちたものであった。ゴールドハーゲンがそれをどれだけ承知して語ったのか。「模範的」とか「モデルとしての連邦共和国 (**Modell Bundesrepublik**)」という称揚の仕方は、「過去の克服」に身を挺してきた多くのドイツ人には、やはり何がしかの違和感を誘うものでしかなかろう。ゴールドハーゲンの言葉からは、彼らが乗り越えなければならなかった多くの障壁やその間の葛藤のすさまじさは伝わってこない。ただ彼もまた、それが「普通でない自己理解 (**ihr ausserordentliches Selbstverständnis**)」であることは認めている。明らかに、戦後ドイツの「過去」への対し方は、国民国家としてのアイデンティティを脅かしかねない実験的側面を常に伴っていたし、その難しさと危うさは今後とも変わらないだろうと思う。ゴールドハーゲンのいう「普通でない自己理

解」とはその点を指すものと解釈したい。

そうした「普通でない自己理解」の追求が幾多の障害と矛盾をはらむ過程であることを垣間見る一つの手立てとして、本稿では元ナチ強制収容所記念遺跡 (KZ-Gedenkstätte) の成立と展開をとり上げる。21世紀初頭のドイツには、「ナチズムの犠牲者のための記念遺跡」が数多く存在する。それらは単に犠牲者を追悼するだけでなく、多くはナチ犯罪を記憶にとどめるための施設でもある。特に強制収容所 (以下、KZ と略記) 跡地の記念遺跡は、その中心的施設とってよい。その一つ、ノイエンガメ (Neuengamme) KZ-記念遺跡はハンブルク市の東南端に位置するが、その成立と展開の軌跡を1990年頃まで辿ってみようとするのがここでの狙いである。ノイエンガメ記念遺跡の現所長ガーベ (Detlef Garbe) によれば、「記念遺跡はいわば過去克服を測る定規である」という⁽⁶⁾。以下はその確認作業になろう。

注

- (1) D. J. Goldhagen, *Modell Bundesrepublik*, in: *Blätter für deutsche und internationale Politik*, 4/1997, S. 428–430, 436.
- (2) 論争に関しては特に、W・ヴィッパーマン著、増谷英樹他訳『ドイツ戦争責任論争』(未来社・1999年)を参照。
- (3) 「彼は、例えば歴史学に表れている1989年以後のドイツの再国民化だけでなく、現代の人種差別的、反セム主義的な暴力犯罪の著しい増加も無視している。」(M. Klundt, *Geschichtspolitik*, Köln 2000, S. 28–29.) といった類の批判が代表的である。
- (4) J. P. Reemtsma, *Eine ins Lob gekleidete deutliche Mahnung*, in: *Blätter*, 6/1997, S. 690 ff.
- (5) 以下の引用句は Goldhagen, *op. cit.*, S. 430, 434, 440. による。
- (6) Garbe 1993, S. 114. なお本稿はノイエンガメ記念遺跡の成立史、その活動の実態に関して、現所長ガーベ氏の一部の論稿に負うところが大きい。2001年発行の「記念遺跡20年史」もその内容から判断して氏の執筆になるものと考えてよい。必要に応じて氏の論稿の参照箇所を指示するが、いちいち論文名をあげるのは煩雑であるので、次のように略記する。各略号の本来の題名、所収文献は以下の通りである。

Garbe 1992: Gedenkstätten. Orte der Erinnerung und die zunehmende Dis-

tanz zum Nationalsozialismus, in: Hanno Loewy (Hg.), *Holocaust. Die Grenzen des Verstehens* (Reinbek 1992), S. 260–284.

Garbe 1993: Gedenkstätten zwischen Vergangenheits- und Zukunftsbewältigung, in: *Didaktische Arbeit in KZ-Gedenkstätten. Erfahrungen und Perspektiven*, hrsg. v. Bayerische Landeszentrale für politische Bildungsarbeit (München 1993), S. 113–126.

Garbe 1994: Das KZ Neuengamme, in: Urike Jureit/Karin Orth, *Überlebensgeschichte. Gespräche mit Überlebenden des KZ Neuengamme* (Hamburg 1994), S. 16–43.

Garbe 1997: Ein schwieges Erbe, in: Peter Reichel (Hg.), *Das Gedächtnis der Stadt* (Hamburg 1997), S. 113–134.

Garbe 2001/1: Von den „vergessenen KZs“ zu den „staatstragenden Gedenkstätten“, in: *GedenkstättenRundbrief*, Nr. 100 (2001), S. 75–82.

Garbe 2001/2: „Das Schandmal auslöschen“, in: *Beiträge zur Geschichte der nationalsozialistischen Verfolgung in Norddeutschland* (以下単に *Beiträge*), H. 6 (2001), S. 51–71.

20 Jahre: Die Arbeit der KZ-Gedenkstätte Neuengamme 1981 bis 2001. Rückblicke-Ausblicke (Hamburg 2001).

1. 「忘れられた強制収容所」

ノイエンガメ **KZ** の歴史は、ザクセンハウゼン **KZ** の外部収容所 (**Aussenlager**, 以下単に **AL**) として設置された 1938 年に始まる。40 年に独立の基幹収容所に昇格し、42 年以降 80 をこえる **AL** の頂点にたつ北西ドイツ最大の **KZ** となった。終戦時のノイエンガメには連合軍を迎える人影はなく、**KZ** 犯罪の痕跡は徹底的に消されていた。その点、世界中にその惨状が知れ渡ったベルゲン・ベルゼン **KZ** とは対照的である。だがノイエンガメの「完璧な撤収」が、実はベルゲン・ベルゼンの地獄をまねく一因だったことも忘れてはならない⁽¹⁾。

45 年にノイエンガメ **KZ** は「人知れず歴史から消えていった。」⁽²⁾ その後のノイエンガメは「戦後期の忘却と抑圧の最もセンセーショナルな事例の一つ」とさえいわれる⁽³⁾。それだけ「記念遺跡への道」は険しかったことになる。

ノイエンガメ **KZ** 記念遺跡の成立史に関しては、すでに南守夫氏の先行研究があるが、氏もノイエンガメの場合、「西ドイツでも特に困難な道筋を辿ったと思われる」と断っている⁽⁴⁾。とりわけこの **KZ** 跡地を管理するハンブルク州当局の消極的な態度が問題であった。南氏の考察を参照しつつ、できるだけそれとの重複を避けながら、ノイエンガメをめぐる「忘却」の推移を概観しておこう。

戦後、ハンブルクがノイエンガメ **KZ** の記憶にあれほどまでに冷たかった理由には、それなりの歴史的な背景がある。何よりも 40 年基幹 **KZ** の建設に、ハンブルク当局は **SS** 側との契約を通じて実質的に関与した経緯がある⁽⁵⁾。戦時下の市と **KZ** との間の協力関係は多方面にわたり、それを支えたのが **KZ** の提供する「囚人」の労働力に他ならない。ハンブルク周辺に **AL** 網が張りめぐらされる 42 年以降には、ハンブルクとノイエンガメとの連携は一段と深まる。有力企業（特に軍需）による「囚人」労働力の配置が常態化したのもこの時期である。一般にナチ強制収容所群は「周辺地域とは何の結びつきもない、治外法権的な独自の世界」ではなかったし、それが「一般市民の戦時生活の不可欠の構成部分」になっていたことは、近年の **KZ** 研究が明らかにしている⁽⁶⁾。その結果、ノイエンガメ関係の「囚人」の死亡数が最終的に 5.5 万人 (52%) に達したのであれば、「労働による絶滅 (**Vernichtung durch Arbeit**)」は、ハンブルクの全く与り知らないナチ犯罪とはいいい切れなくなる。

戦後ほどなく、ハンブルクでのナチ支配は「相対的に穏やかな」ものだった、との見方がひろまった。世界に開かれたハンザ都市の自由主義的伝統に相応しい神話であった⁽⁷⁾。ノイエンガメにまつわる「過去」はいかにもその枠に収まり難く、人々の記憶から急速に除かれていった。よく知られているように、48 年に英軍から **KZ** 跡地の全面返還を受けた州当局はその地に刑務所を設置し、部外者の立ち入りを禁止した。元「囚人」の生存者や遺族の敷地内への追悼訪問の願いに対して、当局側はこれを拒否した。50 年代初頭のそのやり取りの中で、忌まわしい「過去」を「最終的に生きた記憶から消し去って・・・和解に尽す」という州政府の基本姿勢が判明する。フランスの被害者団体

が、刑務所敷地内にある死体焼却所跡での追悼式の挙行を強硬に主張した際には、ハンブルク当局者にはそれは異常な「死者崇拜」としか映らなかった⁽⁸⁾。確かに外交問題に発展しかねない情勢の下で、州政府はノイエンガメに53年記念碑を建立し、65年記念遺跡の設置に応じた。65年当時の市長の口からは、「ハンブルクの歴史は今日、ノイエンガメ KZ の歴史をも受け入れる」との言葉が聴かれた⁽⁹⁾。しかしハンブルク当局、政界、市民がノイエンガメの記憶に本質的に無関心である事情には変わりなかった。

ノイエンガメ記念遺跡はあくまでも元「囚人」や遺族の一部関係者の問題であった。彼らの要求への州当局の「譲歩」の印ではあっても、それ以外の人々の「記憶」の場ではなかった。

州当局は「やる気のなさ」と、何かせざるをえない気持ちのどれともつかぬ、非常に不安定な状態をなお抜け出せないでいた⁽¹⁰⁾。局外に立つハンブルクの人たちには、記念遺跡を訪れる理由がない。ましてやノイエンガメの「過去」を解明し、後世に伝える必要性など自覚されようがない⁽¹¹⁾。65年の記念遺跡は本来の拘禁収容所から北に外れた場所に置かれただけでなく、KZ に関する情報提供も事実上欠落させていた。その後15年、資料収集と公開・展示が関係団体との間で議論になるが、ハンブルクの博物館、文書館、図書館には情報を提供できる準備はなく、またその条件もいっこうに整備された気配がない。その間70年代末までに刑務所の増築が進み、記念遺跡とKZ 跡地を隔てる位置に少年鑑別所の堅牢な建物が出現した。それも世論の注目を引いたり、ことさらに市民の話題に上ることもなかったのである⁽¹²⁾。

ノイエンガメ KZ の「第二の歴史」、戦後史はこうして「忘却」の進行と共に始まる。50年代には元「囚人」の照会に対して、ハンブルクには強制収容所などなかった、という「無邪気な回答」が送られるのが実情だった⁽¹³⁾。最初の記念碑建立の段階で、州政府はすべて問題が解決したと判断していたようである⁽¹⁴⁾。その州政府の重い腰をあげさせ、65年の記念遺跡設立にまで持ち込んだのは、ひとえに元「囚人」や遺族側の粘り強い交渉の結果であった。ノイエンガメの「記憶」を呼覚まし、その記録・伝達を担う役割は、一方的にナ

チ被害者の肩にかかることになった。

注

- (1) ノイエンガメ KZ 群の撤収に関しては, Katharina Hertz-Eichenrode (Hg.), *Ein KZ wird geräumt. 2 Bde* (Bremen 2000). を参照。
- (2) Ludwig Eiber, *Die gegenwärtige Vergangenheit*, in: *Erinnerung an die Vergangenheit bestimmt die Zukunft. Begegnungen*, 1/87, S. 64.
- (3) 1981 年記念資料館の開設に際してカルステン・プローク (Karsten Plog) が新聞紙上で用いた評語。20 Jahre, S. 9; Garbe 1997, S. 115.
- (4) 南 守夫「ノイエンガメの最初的一步」, 『季刊 戦争責任研究』11 号 (1996 年春季号); 「元囚人たちと戦後世代の連携」, 同誌, 12 号 (1996 年夏季号)。
- (5) Garbe 1994, S. 17–19; Hermann Kaienburg, *Das Konzentrationslager Neuengamme 1938–1945* (Bonn 1997), S. 54–63.
- (6) Jens-Christian Wagner, *Produktion des Todes. Das KZ Mittelbau–Dora*, 2 Aufl. (Göttingen 2004), S. 501. ノイエンガメとハンブルクとの交流関係は記録資料館の「労働と絶滅」展示 (本稿 79 頁を参照) カタログに掲載の資料からも十分に窺える。Ulrich Bauche u.a. (Hg.), *Arbeit und Vernichtung*, 2. Aufl. (Hamburg 1991), S. 108–112, 205, 206–218, etc.
- (7) Fritz Bringmann/Hartmut Roder, *Neuengamme. Verdrängt – vergessen – bewältigt?* (Hamburg 1987), S. 45; 20 Jahre, S. 11; Axel Schildt, *Lokalhistorische Erkundungen des Nationalsozialismus – das Beispiel Hamburg*, in: H. Gerstenberger/D. Schmidt (Hg.), *Normalität oder Normalisierung?* (Münster 1987), S. 149.
- (8) 南「最初的一步」, 72–74 頁に詳しい。Cf. Bringmann/Roder, *op. cit.*, S. 59–60, 62.
- (9) Peter Reichel, *Politik mit der Erinnerung* (Frankfurt/Main 1999), S. 138.
- (10) Ute Wrocklage, *Neuengamme*, in: Detlef Hoffmann (Hg.), *Das Gedächtnis der Dinge*, (Frankfurt/Main u.a. 1998), S. 191.
- (11) Garbe 1997, S. 120; Eiber, *op. cit.*, S. 72.
- (12) Garbe 1997, S. 121; 20 Jahre, S. 18; Garbe 2001/2, S. 54.
- (13) Eiber, *op. cit.*, S. 67.
- (14) Bringmann/Roder, *op. cit.*, S. 64.

2. 「追悼と記憶」のための孤独な戦い

ノイエンガメを「忘却」の淵から引き戻す努力は、もっぱら元「囚人」と遺族の手に委ねられた。ノイエンガメ **KZ** 群に抑留された「囚人」数は延べ **10.6** 万に上るが、そのうちドイツ人は **10%** に過ぎない。ソ連、ポーランドなど東欧出身者が過半数を占め、次いでフランス人、オランダ人が多かった。**KZ** 送致はドイツの占領支配への抵抗や強制労働への反抗が主な理由であったが、連行時期の遅いフランス人、オランダ人が大きな犠牲を払わされたという特徴がある⁽¹⁾。

解放後、「囚人」の大部分はそれぞれ帰国、帰郷したが、大半はその過酷な運命も知られずに生涯を終えた。その中で死んだ仲間の「追悼」とノイエンガメの「記憶」を目指し、いち早く立ち上がったのは元政治囚のドイツ人である。彼らは **KZ** 捕囚の期間も長く、多少とも組織的運動の経験者であり、しかも共産党員の経歴の持主が多かった⁽²⁾。しかし彼らは「囚人」の **3%** に過ぎず、**KZ** 内の接触範囲もごく限られ、戦後の活動も圧倒的多数の元「囚人」とは連絡が取れないまま、推移することになる。後年ノイエンガメ国際交友会 (**Amicale Internationale de Neuengamme, AIN**) 会長となるパンソン (**Robert Pinçon**) は述懐している。「帰宅した我々は、まず日常生活の心配にとり紛れ、ノイエンガメの敷地がいかに恣意的に利用されたのかにまでは気が回らなかった」と。元「**KZ** 囚人」の社会復帰がいかに困難を極めたかは、彼らの証言に共通する訴えである⁽³⁾。ノイエンガメをめぐる「追悼と記憶」の運動に、元「囚人」なら誰でも任意に参加できるような事態は、およそ期待できなかつたといえよう。

その上、**48** 年以降の冷戦の進行が元「囚人」たちの運動には厳しい制約要因となって響いた。**48** 年ノイエンガメ **KZ** の生存者はノイエンガメ活動協会 (**Arbeitsgemeinschaft Neuengamme, AGN**) に結集していた。その課題には元「囚人」・遺族の相互扶助と共に、記録と資料収集、記念碑建立という「追

悼と記憶」の目標が掲げられた。その中核はブリンクマン (**Fritz Bringmann**) らの政治囚グループだった。すでに冷戦の影響下に少数派の社民系の別組織が生まれ、**AGN** は共産党系と目された。そのため **AGN** の活動はハンブルク州政府の徹底した挑発・妨害・無視に直面する。対応の拙さも手伝って、運動は政治的孤立を深め、一般世論に働きかけてノイエンガメの「忘却」に歯止めをかける力を次第に喪失する⁽⁴⁾。**53**年**10**月の最初の記念碑建立にはドイツ人元「囚人」の大部分は全く埒外に置かれ、除幕式にも参列を許されなかった。「元 **KZ** 囚人の圧倒的多数を除外して、当局が記念と警鐘をとり仕切るような時代が始まった。」**87**年にブリンクマンは「ノイエンガメ **KZ** の第二の歴史」を回顧する著書の中に、痛恨の思いを込めてこのような一文を挟んでいる⁽⁵⁾。

ノイエンガメの「追悼」推進は当面、国外の組織が主導することになる。特に「囚人」の大半が帰らぬ人となったフランス人生存者の団体は、それだけに死者への追悼を何よりも優先させ、死体焼却所跡への慰霊訪問をめぐってハンブルク州当局と厳しい折衝を重ねたことはすでに触れた。外交ルートを通じての圧力行使も辞さず、**53**年の記念碑建立に漕ぎつけた。ノイエンガメ北端に設えられた**7**メートルの円柱碑は **KZ** との関係を伏せており、**5**年後に銘文付きの石囲いが補われたとはいえ、ノイエンガメの「追悼」の場としては余りに貧弱であることは否みようがなかった⁽⁶⁾。これに代えて本格的な記念遺跡の建設に乗り出すのは、フランス、ベルギー、西ドイツの諸組織を糾合した **AIN** 発足 (**58**年) 以後のことである。**AGN** は相変わらず州政府との直接交渉の道を断たれていたが、**AIN** を介して間接的にこれに関わっていく。その際、**AGN** は当初より **KZ** 跡地での記念遺跡と情報・記録センターの設置を志向し、「記憶」の継承に強くこだわり続ける⁽⁷⁾。

65年除幕の記念遺跡は、前の記念碑より南に下がるが、**AIN** の主張した **KZ** 跡地ではなく、やはり元菜園内に造営された。死体焼却所の煙突を表したとされる石塔の南壁には、「君たちの苦難、君たちの戦い、君たちの死を無駄にしない」という銘文が刻まれた。その斜め前にはアウシュヴィッツの抑留者、サ

ルモン (Françoise Salmon) 制作のブロンズ像「死に瀕する囚人」が横たわる。その南側を 100 メートルの花崗岩壁が東西に伸び、その足元には「囚人」の出身国を刻んだプレートが壁に沿って配されている。記念遺跡は国際的な「追悼」の場としての性格を濃厚に帯びる。やがて前記念碑との間の北側の叢林には、個人的追悼碑が建てられることになる。「追悼」を主とするこの記念遺跡には、しかし「記憶」のための情報は乏しかった。その配慮を基本的に欠いていたことは、横壁の説明文字の読みにくさからも判る。「追悼だけでは十分でない。ノイエンガメ KZ の歴史の解明と展示が必要だ。」とする、プリンクマンらの到達目標には、なお道半ばというところであった。ノイエンガメの「過去」はいまだ闇に包まれていた⁽⁸⁾。

だがその展望が開け、ノイエンガメの「記憶」が確固たる土台の上に据えられるまでには、さらに 15 年以上の年月を要した。恐らくそれは、ノイエンガメ記念遺跡の充実をはかる運動が従来の狭い範囲にとどまる限り、なかなか実現の見込みはなかったであろう。70 年代末頃から記念遺跡をとり巻く環境は急転する。

注

- (1) ノイエンガメ KZ の「囚人」構成、元政治囚の果たした役割については、差当り次を参照。Kaienburg, *op. cit.*, S. 72–86; Garbe 1994, S. 23–27; Garbe 1997, S. 114.
- (2) この間の事情は、Fritz Bringmann, *Erinnerungen eines Antifaschisten 1924–2004* (Hamburg 2004), S. 121 ff. が詳しい。
- (3) *ibid.*, S. 197. 元「囚人」にとり現実の解放は「解放」とは似ても似つかぬものだった。Hertz-Eicherode, *op. cit.*, S. 59–61, 356 etc.
- (4) 南「最初の一步」, 71 頁を参照。
- (5) Bringmann/Roder, *op. cit.*, S. 53.
- (6) 今は礎石だけが僅かに残るこの記念碑について、Wrocklage, *op. cit.*, S. 188–191. を参照。
- (7) AIN に寄せるドイツ人元「囚人」グループの期待は、Bringmann, *Erinnerungen*, S. 205. またその点で重要な 60 年 2 月の AGN 覚書は、Bringmann/Roder, *op. cit.*, S. 84–85. に掲載。

- (8) *ibid.*, S. 91; *20 Jahre*, S. 16 f. また Bringmann, *Erinnerungen*, S. 209. は 65 年の記念遺跡開設を「情報・記録センターにいたる途上の一段階」としている。

3. ノイエンガメの「忘却」から「記憶」へ

1980年代は KZ 記念遺跡の設立ラッシュ、ブームの時期といわれる。事実、1980年前後を境として西ドイツ各地に、大小さまざまな「ナチズムの犠牲者のための」記念遺跡、記念碑が次々と出現した。ノイエンガメもその奔流に乗って 81年記録資料館(Dokumentenhaus)の開設という宿願を果たし、時代潮流の変化をいっそう推し進めたのである。記念遺跡の歴史を大きく転換させた一般的な背景や要因は改めては論じない⁽¹⁾。ここではノイエンガメ記念遺跡を支援・拡充する運動の輪が急速に広がっていた事情をまず見ておきたい。

およそ 70年代半ばまで、ノイエンガメ記念遺跡に資料・展示施設を作るための運動は、依然として元「囚人」・遺族の枠を越える勢いを持ってないでいた。かつてのように AGN との一切の話し合いを州当局者が忌避する空気は和らいだが、「記憶」の施設化にハンブルクが熱意を示さない姿勢に変化はなかった。記念遺跡の開所と同時平行して、KZ 跡地での刑務所増築が進行していた事実が何よりの証拠であろう。AIN と州当局間の資料館設置をめぐる折衝は、70年代を通じて延々と続く。計画案が出ては消えるの繰り返しであった。だが 70年代末には風向きが明らかに変わる。市側の意向を受けて、79年9月のハンブルク市議会は資料館新設を決議し、計画の具体化が進む。2年後、ノイエンガメ記念遺跡は資料・展示館を備え、専従職員を置く、ダハウに準ずる態勢をやっと整えるようになる。これも決して市当局者や政治家が「自費できる功績」ではなく、さりとて AIN の孤独な戦いの成果とも必ずしもいえない。今回は、幅広いハンブルク市民が直接・間接に記念遺跡を支援する側に加わっていた点が従来とは異なる。

79年結成のノイエンガメ記録保存の場発起団(Initiative Dokumentations-

stätte Neuengamme, IDN) には、ナチ被害者団体の他、教育労組、青少年組織、教会などが名を連ね、AGN と連携して記念遺跡の拡充に重要な役割を果たした。元「四人」関係以外の組織や集団が、ノイエンガメに関わったのはこれが初めてであろう。またこれとは別に、記念遺跡運動への一般的関心を高める上で大きなインパクトを持った動きが、70年代末に現れる。それは人々の生活世界の歴史、ローカルな歴史への関心の高まりである。これを組織した「歴史工房」のアマチュア歴史運動はナチ的過去を地方レベルで問い直す気運を醸成する⁽²⁾。ノイエンガメのAL群が人々の視野に入ってくるのは必然の流れであった。各地の教員や聖職者がそこでは指導力を発揮する。あたかも1980～83年には、大統領懸賞付きドイツ史生徒コンクールが「未処理の現代史」シリーズの一環として「ナチズム下の日常」をテーマに掲げ、全国の若者たちがナチ時代を「自宅の門前で」調べて回った。ハンブルク市内でも彼らの手で、二つのAL (Sasel, Eidelstedt) の存在が「忘却」のベールを剥がされ、明るみに出された⁽³⁾。これがやがて、ALの所在地に記念遺跡・記念碑の設置をめざす市民発議 (Initiative) の叢生の契機となる。戦争末期のブレンプファーダムALの惨劇が70年代末に大々的に報じられ、非常な反響を呼んだが、これもノイエンガメの「過去」にハンブルク市民の目を開かせ、記念遺跡のあり方に無関心ではいられなくなる背景になったと見られる⁽⁴⁾。

ドイツの70～80年代、ナチ時代から続く戦後第一世代が社会の一線から次第に退き、世代交代は着実に進んでいた。いわゆる「68年世代」が発言力を強め、「過去の克服」が急進展するのはこの時期である。元KZ政治囚を中心としたAGNの活動は、この戦後第二世代から強力な援軍をえたことになる。新世代の活動家は「過去」の究明に敏感であり、「追悼」の場に加え、優れて「記憶」と「学習」の場としての機能を記念遺跡に求めていた。記念遺跡運動の広がりはその多機能化を不可避的に伴わざるをえなかったのである⁽⁵⁾。

州政府の計画書、市議会決議、開所式での市長挨拶のいずれにも、ノイエンガメの「過去」に関する特に次世代への啓発と学習の意義を強調し、その役割を新しい記録資料館に託すという趣旨が謳われていた。ノイエンガメの実質的

に最初の常設展示がここに開設され、「ハンブルク門前の《忘れられた強制収容所》が公共の意識にのぼる」条件はやっと整った⁽⁶⁾。二階ギャラリーの展示「労働と絶滅」の骨格は、顧みる人もなかった頃から、元「囚人」側が長年かかって懸命に収集してきた記録や資料によって構成された。その意味でノイエングアの真相を後世に伝え、長く記憶されることを願うナチ犠牲者の思いが込められていた。展示カタログ（86年刊）には、記念遺跡と資料館の見学が「後継世代がファシズム的危険思想に対して免疫力を持つのに役立って欲しい」と切望する AIN の序言が掲載されている⁽⁷⁾。

とはいえ、狭い館内スペースや霊廟に似た構造など、展示館としての難点は少なくない。初代所長アイバーの話では、市当局はそもそも「関係者以外は来館しないであろう」という前提で設計を始め、展示できる資料にも限りがあると予想していたらしい。見学者の多いダハウ記念遺跡の実情が分っていた当時とすれば、何らかの政治的意図が働いたのではないかとレーアケ（Gisela Lehrke）は疑る⁽⁸⁾。少なくとも特に若い見学者に対する教育的配慮は、建前とは裏腹に極めて手薄であった。人員や予算面からいっても、「学習の場」としての機能を発揮できる条件は不足していた。これらの点は IDN がいち早く問題にし、当初計画案の若干の手直しは行われたが、結果的には AIN など関係団体の関与をほぼ求めない、異例の形で立案・施工が進んだため⁽⁹⁾、手遅れの観は拭えなかった。「学習」には相応しくない資料館の不備や欠陥は、開館してみて忽ち露呈する。

注

- (1) 石田勇治『過去の克服』（白水社・2002年）、第5章を参照。また Reichel, *op. cit.*, S. 138.
- (2) 「歴史工房」の運動とその意義については、末川 清「西ドイツ歴史学の最近の動向」、『立命館文学』504号（1987年）、121頁以下を参照。
- (3) 飯田収治「現代ドイツにおける現代史教育と《過去の克服》」、『人文研究（大阪市立大学文学部）』48巻12分冊（1996年）。Ulrike Puvogel/Wartin Stankowski (Hg.), *Gedenkstätten für die Opfer des Nationalsozialismus. Eine Dokumentation*, 2. Aufl. (Bonn 1995), Bd. I, S. 243–245, 249; Ludwig Eiber, KZ-

Gedenkstätte Neuengamme – Dokumentenhaus, in: Wulff E. Brebeck u.a. (Hg.), *Zur Arbeit in Gedenkstätten für die Opfer des Nationalsozialismus* (Berlin 1988), S. 204. を参照。

- (4) 南「元囚人たち」, 90–91 頁に詳しい。この惨劇に関する記事を AGN 事務局長ブリックマンの娘モニカ (Monika) が 56 年に新聞紙上に載せたため、警察の取調べを受けるといった経緯があって、彼は早くからこの件の解明に関わっていた。Bringmann, *Erinnerungen*, S. 185 f., 206–208. プレンファーザードムの現場は 63 年以来記念遺跡となり、現在はノイエンガメの付属施設になっている。
- (5) 南「元囚人たち」, 91–92 頁。
- (6) Garbe 2001/2, S. 56–57; *20 Jahre*, S. 19. 「実質的に最初」と書いたのは、資料館設置の決定から開館までの 2 年間、間に合わせの小展示がベルゲドルフ城内の一室に設けられていたからである。KZ 模型と僅かな写真資料による展示場は、記念遺跡から北 6 キロも離れた市街にあったため、ノイエンガメとの関係があまり、ほとんど訪れる人もなく、到底その役目を果たせなかった。Falk Pingel, *Erinnern oder Vergessen?*, in: *Aus Politik und Zeitgeschichte*, B 9–10 /1981, S. 23; Bauche u.a., *op. cit.*, S. 8.
- (7) *ibid.*, S. 5–10.
- (8) Gisela Lehrke, *Gedenkstätten für Opfer des Nationalsozialismus* (Frankfurt/ M. 1988), S. 122–123, 124.
- (9) *ibid.*, S. 123; Pingel, *op. cit.*, S. 23.

4. 記念遺跡における「追悼・記憶・学習」

ノイエンガメ記念遺跡は今やハンブルク歴史博物館の分館として、専門スタッフ、職員、管理事務所、文書保管室を備える独立の公共施設となる。しかしこれまでの経過が物語るように、記念遺跡はひとえに国内外の元「囚人」・遺族側の活動によって基礎が築かれ、戦後第二世代中心の世論の支持を受けて現在の姿がある。ハンブルクの政治指導層はなお「忘却」と「記憶」の狭間で揺れ動いている。したがって資金・人員などの面で州当局に大きく依存するとはいえ、記念遺跡の将来は AGN など元「囚人」団体や各種市民グループとの連携・協力なしには考えられず、自ずから社会に広く開かれた運動体としての一面を持たざるをえなかった。81 年以後、記念遺跡は多くの課題を背負ったが、

そのうち3点だけに触れておく。

第一。ノイエンガメの現状は **KZ** 記念遺跡としては極めて変則的だった。記念碑、資料館ともに **KZ** 跡地から数百メートル外れた北側に位置する。70年に **AIN** の執拗な交渉の結果、刑務所敷地の南端が切離され、死体焼却所跡が記念の場として立入り自由となったが、保護拘禁収容所と **SS** 駐屯所の跡地はほぼすべて記念遺跡の域外にとどまったままである。ノイエンガメを訪れた人々がそこに見出すのは、**KZ** の跡地や遺構ではなく、広大な敷地を占め、有刺鉄線で囲われた刑務所のグラウンドと建物群であった。見学者の多くを訝しがらせ、元「囚人」・遺族には耐え難い思いをさせるこの現状をどう解消するのか、記念遺跡に課せられた最大の宿題の一つとなる⁽¹⁾。80年代はそれをめぐって州当局との難しい交渉が続く。

さすがにこの時期、州政府内にも新しい風が吹き始めた。例えば文相ターノフスキ (**Wolfgang Tarnowski**) は **KZ** 跡の刑務所転用をスキャンダルと断じ、跡地の全面的な博物館化を公言した。彼の呼びかけで、全関係組織を糾合するノイエンガメ記念遺跡振興会が召集されたのも新たな胎動を表す⁽²⁾。しかしその反面、州司法省は「労働と絶滅」の現場ともいえる元レンガ工場の民間貸与をはかり、あるいはバルゲドルフ区当局はそれを解体して緑地化する計画を発表するなど、その都度、その保存と記念遺跡への移譲を求める関係諸団体と激しく衝突した。世論は総じて記念遺跡支持に傾き、83年には内外の人士1.2万の署名をえた「ノイエンガメ・アピール」が公表される事態となった⁽³⁾。84年2月、州政府はノイエンガメの「過去」の証拠を保存する原則を表明したが、それでもなお、88年に刑務所増築が計画されていることから判るように、ハンブルク当局内では記念遺跡と刑務所施設の両立論が根強く残り、ターノフスキの発想は急進的な少数意見にとどまった。この間、記念遺跡が主催する青少年の国際的ワークショップが82年より举行され、この年には12カ国120人の参加を見た。その際に **KZ** 跡を外側から見て回れる巡回路が設置され、またその後も青少年の手で **KZ** 遺構・遺物の発掘・保存の作業は続けられた。84年1月には **IDN** 所属の500人が **KZ** 跡地を「象徴的に占拠

し」、すべての元 **KZ** 遺構を記念物保護の対象と宣している。これが翌月の政府声明によって一部既成事実として認められたことになる。こうした闘ぎあいに最終的な決着の道筋を与えたのは、**1990** 年 5 月ノイエンガメ解放記念集会での市長フォシセラウ (**Henning Voscherau**) の発言である。「選りにもよって強制収容所の跡地にフィーアランデ刑務所を建てたのは誤りでした。・・・誤りだったことを私たちは明言し、それを最終的に変えたいと思います。」⁽⁴⁾ これは刑務所移転に触れた当局側の最初の公式見解であった。「ハンブルクの決定を果たすには時間がかかるが、しかし生存者はもう待てない」⁽⁵⁾ という状態はさらに **13** 年続くことになる。

第二。もとより **KZ** 記念遺跡はどこまでも「ナチズムの犠牲者のための」施設である。記念遺跡側が **AGN**・**AIN** との関係は何よりも重視したのは少しも不思議でない。**83** 年、**AIN** の総会が初めてノイエンガメの地で開催され、記念遺跡との一体的な活動が可能となる。しかし「追悼と記憶」の主体は、その生死に拘わらずノイエンガメの「囚人」でなければならない。顧みれば、**AIN** に結集した人々はその「囚人」の中の一握りであり、とりわけ東欧在住の生存者がその運動に主体的に参加できるような状況は、**90** 年以前は望むべくもなかった。その後、記念遺跡が旧ソ連の「囚人」と連絡がとれるようになったとき、あるロシア人男性はこう返事をよこした。「あなたの手紙に私はすっかり驚き、大変感動しています。幸せと喜びのあまり泣きました。この世界の何処かに私のことを考えてくれる人がいようとは思ってもみませんでした。」と⁽⁶⁾。恐らく東欧諸国の元「囚人」の大半は、ナチ被害者団体や記念遺跡の活動を知る由もなかったし、それとは無縁な境遇で生活してこざるをえなかった。いや西側世界でもそのような例は少なくなかったかもしれない。冷戦はもちろん、「忘却」を強いる内外の客観情勢が、**AGN**・**AIN** のネットワーク構築を著しく制約してきた事実は否定できない。だが「記憶」とはしばしば選択的である。**AGN** を率いたブリンクマンの回想録を読んでも、彼の交流範囲が元政治囚を越えて、大きく広がっていたという具体的イメージがわからないのである⁽⁷⁾。

戦後長らく、同じナチ犠牲者でも同性愛者、無宿者、シンティ・ロマ、エホヴァの証人・・・といった「忘れられた犠牲者」がいた。彼らの歴史は「40年以上も系統的に抑圧され、忘却されてきた」のであり⁽⁸⁾、「KZ 囚人」についてもその傾向は免れない。「追悼と記憶」に「犠牲者の人間的尊厳」がかかっていると考える以上、ノイエンガメ記念遺跡はこの問題によほど敏感であらねばならない。記念遺跡は、AGN・AINの活動のいわば遺産を引き継ぎながら、そこから「囚人」全体を視野に収める仕事を自らに課しているといつてよい。80年代に記念遺跡が独自に全「囚人」の個人情報調査・収集を始めたが、その作業は94年以降、「囚人」データの集積に結実することになる。85年全国に先駆けて、犠牲になった同性愛者の追悼碑が北側叢林に建立されたが、記念遺跡が第一にKZ犠牲者への「追悼と記憶」の場であろうとする姿勢の現れといえる⁽⁹⁾。また記念遺跡はKZに関する歴史学的研究の拠点となり、政治囚以外の「囚人」グループの実像や「KZ 囚人社会」の全体像も明らかにされつつある⁽¹⁰⁾。だがそれは時には伝来の「記憶」を裏切りかねない結果ももたらす。いうなれば「記憶」と「歴史」が切り結ぶ厳しい場面を、やはり記念遺跡は避けて通れないのである。

第三。発足後の資料館は年平均5万人前後の見学者を迎え、各種の学校から500～1000学級が訪れた。これは想定外の事態で、生徒などのグループ案内に早急に対応する必要が生じた。歴史博物館サービスは直ちにスタッフを派遣し、ヘッテ(Herbert Hötte)らがこれに当たった。しかし記念遺跡側の人員不足は多少の手当てでは追いつかず、これを救ったのが市民・学生・教員・聖職者など、各界各層から自発的に寄せられた協力や奉仕である。むしろAGNなど元「囚人」団体にも必要な協力を恒常的に仰ぐことができた。このような記念遺跡を囲む支援の輪に支えられながら、ノイエンガメ記念遺跡は予想外に早く、若い世代を対象とする「学習の場」としての教育活動を前面に押し出すようになる。次世代への「記憶」の継承に心を砕くナチ被害者の願望は、ここに確実に叶えられつつあるように見えた。

だがヘッテの報告にもあるように、それは決して容易な仕事ではなかつ

た⁽¹¹⁾。経験的にいって、記念遺跡見学が直ちに青少年のナチ時代像を変えたり、ましてや彼らの世界観を左右するものでないことは確かな事実である。その影響は全くないという調査結果さえある⁽¹²⁾。「ノイエンガメにおけるこの私の経験は、政治の責任者たちが青少年の教育のために資料館設立に結びつけた意義付けとは、差当り矛盾する。」とヘッテはいう。彼は「ファシズム的危険思想への免疫力」といった即効性を記念遺跡見学に求めがちな学校・教員側のせっかちな姿勢を何よりも戒める。生徒にはそれぞれの家庭環境の下で染みついた、問題の多いナチズム理解があり、彼らはむしろその確証を求めてノイエンガメを訪れる。この怪しげな「第二の知識」に記念遺跡の側が望ましいナチ時代像の枠を嵌めようとすれば、生徒たちには「道徳的」押付けとしか映らず、かえって逆効果になろう。しかも記念遺跡は **KZ** の跡地ではあっても、現実そのものではない。生々しい現場を期待した生徒の多くは失望する。記念遺跡は将に幾重にも「説明が必要な」現場なのである。だからこそ記念遺跡の側は、見学後の生徒集団との対話の重要性を強調する。そこでは初めて、生徒の既成の知識や歴史認識が話題にでき、**KZ** 跡地の臨場感を背にしながら、外国人排撃や「強力な指導者」待望といった時事問題の討議も可能になる、と記念遺跡のスタッフらは考える。しかし実際には、グループ見学の所要時間は平均 2 時間前後であって、とても対話の余裕などなかったのである。

80 年代を通じてノイエンガメ記念遺跡は、ますます青少年への「学習の場」として注目を集めたが、そこが「追悼」の場でもあることを、若い見学者たちがどれだけ承知していたのかは判然としない。また受入れ側も特別な見学態度を生徒たちに要求してもいない。「68 年世代」には、**KZ** 記念遺跡自体が「道義的罪責」意識の証であった。その一事をとってみても、彼らと若い戦後第三世代との間の溝は深く、「過去」の「記憶」の継承が必ずしも円滑に運んでいないことは別に論じた通りである⁽¹³⁾。この実情を最も強く感じているのは、**KZ** 跡地を案内しながら若い世代と、学校の機構を離れて、接する機会が多い記念遺跡の共同研究員たちのように思えてならない。

注

- (1) 刑務所問題について詳細は Garbe 2001/2 を参照。
- (2) Reichel, *op. cit.*, S. 139. 彼は新資料館を「忘れっぽく、独り善がりな我々の身体に刺さった棘」と名づけた。Bringmann/Roder, *op. cit.*, S. 102–104; Garbe 1997, S. 122.
- (3) *ibid.*, S. 124; 20 Jahre, S. 22; Bringmann/Roder, *op. cit.*, S. 102 f.
- (4) 45. Jahrestag der Befreiung von Nazi–Faschismus und Krieg. Dokumentation der Internationalen Manifestionen im Mai 1990 (o. O. 1990), S. 64–65.
- (5) Detlef Garbe, Meldungen. Gedenkstätten in Norddeutschland, in: *Beiträge*, H. 3 (1997), S. 167.
- (6) *Beiträge*, H. 8 (2004), S. 180; cf. 20 Jahre, S. 49.
- (7) ブリンクマンが東欧諸国の元「囚人」グループと接触を保っていたことは明白だが、それが例えば国家・党の公認された枠を越える人々も含むものとは考えにくい。
- (8) Schildt, *op. cit.*, S. 154.
- (9) Puvogel/Stankowski, *op. cit.*, Bd. I, S. 238; *Beiträge*, H. 3, S. 178.
- (10) その一端は本稿 2. の注 (1) を参照。Kaienburg, *op. cit.*, S. 222–239; ders., “Freundschaft? Kameradschaft? . . . , in: *Beiträge*, H. 4 (1998), S. 18–50. はノイエンガメの「囚人社会」の構造と実態を批判的に考察している。
- (11) ヘッテの実践報告は以下をみよ。Herbert Hötte, *Aktualisierte Geschichte. Argumente zur museumspädagogischen Praxis*, H. 1 (1982); ders., Museumspädagogische Arbeit mit Jugendlichen im Dokumentenhaus KZ Neuengamme, in: *Internationale Schulbuchforschung*, Jg. 6 (1984), S. 173–185; ders., *Vergangenheitsbewältigung und Ausländerfeindlichkeit. Argumente zur museumspädagogischen Praxis*, H. 4 (1984).
- (12) 飯田収治「元ナチ強制収容所記念遺跡と現代ドイツの青少年」, 『人文論究』53 巻 2 号 (2003 年) を参照。なおノイエンガメ記念遺跡での青少年向け教育活動の問題点については次も参照。Eiber, Neuengamme, S. 199–200; Garbe 1993, S. 116–119; Lehrke, *op. cit.*, S. 133–136.
- (13) 飯田収治「ホロコーストの記憶と《アウシュヴィッツ後の第三世代》」, 『人文論究』51 巻 2 号 (2001 年)。記念遺跡をめぐる世代間の溝については Garbe 1992, S. 266 ff. が鋭い指摘をしている。

お わ り に

ガーベ記念遺跡所長は次のように書いている。「ドイツにおける記念遺跡の設立と維持は、異論の余地のない政治的意志や、あるいは広範な社会的合意を表現するものではない。・・・結局それらは、自国民の快挙を顕彰するために造られた、伝統的な意味での記念碑ではない。むしろ、ドイツ人のアイデンティティの肉体に刺さった棘として、1933～1945年間のドイツが犯した悪行を証言しているのである。」と⁽¹⁾。この文章は、ノイエンガメ **KZ** が戦後 35 年かけて「忘却」の淵から記念遺跡として蘇る「茨の道」を想起させる。と同時に **KZ** 記念遺跡がドイツの「記憶文化」の中に将来ともその居場所を保ち続けるのか、そうした一抹の不安すらにおわすメッセージとも受けとれる。記念遺跡にはドイツ人の「普通でない自己理解」の意味合いが何処までもついて回るということであろう。

ノイエンガメ記念遺跡の確立した 80 年代には、北ドイツ一帯で **AL** 跡の調査・確定が市民発議方式に基づいて活発に進められた。むろんノイエンガメは常にその中心にあって、連携の要となった。**AL** の「痕跡保存 (**Spurensicherung**)」とは、その地の社会がかつてナチ犯罪の現場と同じ空間を共有した「過去」を認めることに他ならない。自治体当局の反応はやはり厳しく、地元住民との間の摩擦も避けられなかった。ブリンクマンにいわせれば、「将に **AL** 跡地の扱いにこそ、過去の抑圧の大きさが丸ごと示される。」⁽²⁾ それでもその後 15 年間に、ノイエンガメ・**AL** 群のほぼ 2/3 が何らかの記念施設を備えるようになるが、なお 28 ケ所は「痕跡保存」の手がついていないことも事実だ、とガーベは但し書きをつける。楽観を戒めるその彼も、80 年代初めには事態を余りに悲観的に見ていたことを白状する。「記憶文化が公共生活の中でこれほど大きな空間を占め、記念遺跡が党派を超えて、広く受け入れられる」とは考えもしなかったというのである⁽³⁾。

「忘れられた **KZ** 群」が「国家を担う記念遺跡 (**staatstragende Gedenkstät-**

ten)」になったのか。これは2001年時点のガーベが発した問いである。確かに記念遺跡は社会の周辺的存在を脱し、社会的に認知され、制度化と専門化の過程にあるが、それは本質的に「国家の歴史政策や国民的一体化の手段には馴染まない。」再統一のドイツ連邦共和国が第三帝国とは根本的に違うことを内外に誇示するために必要な、「アリバイ機能」をKZ記念遺跡が押し付けられることを彼は警戒するのである。「過去」の議論のうち止めを拒否し、犠牲者側に立つ党派性を守る覚悟がある限り、先の設問には一義的な答えはまだ見つからない⁽⁴⁾。ドイツ人の「普通でない自己理解」は、今後も危うい「綱渡り」を余儀なくされよう。

注

- (1) Garbe 1992, S. 264 ; Garbe 1993, S. 114–115.
- (2) Arbeitsgemeinschaft Neuengamme (Hg.), *Gedenkstätten für die Opfer des KZ Neuengamme und seiner Aussenlager* (Hamburg 2000), S. 9.
- (3) *ibid.*, S. 15–17.
- (4) Garbe 2001/1, S. 75, 76–78, 82 ; cf. Garbe 1992, S. 263–265 ; Garbe 1997, S. 130.